

令和8年度高知県 FMC 回線等使用契約書（案）

高知県（以下「甲」という。）と、〇〇株式会社（以下「乙」という。）とは、第3条に掲げる令和8年度高知県 FMC 回線等（以下「回線等」という。）の使用に関し、次のとおり契約を締結する。

（信義誠実等の義務）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

2 甲乙両者は、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

（使用の内容）

第2条 乙は甲に対して、この契約の条項に従って、第3条に定める回線を使用させ、甲は乙に対して使用料を支払うものとする。

（回線等の仕様）

第3条 回線等の仕様等については、別紙仕様書に定めるところによる。

（契約期間）

第4条 この契約の契約期間は、令和8年〇月〇日（契約締結日）から令和13年5月31日までとする。

（使用料）

第5条 使用料は総額〇〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税額 円）とし、内訳は以下のとおりとする。

- 初期費用：〇〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税額 円）
- 令和8年7月分の支払い月額：〇〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税額 円）
- 令和8年8月分の支払い月額：〇〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税額 円）
- 令和8年9月分から令和13年5月分までの支払い月額〇〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税額 円）

2 契約期間中の年度毎の使用料内訳及び使用料の総額については、別紙1のとおりとする。

（契約保証金）

第6条 乙は、この契約の締結と同時に契約保証金として金〇〇円を甲に納付しなければならない。

2 前項の契約保証金は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、甲に帰属するものとする。

3 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行したときは、遅滞なく契約保証金を還付するものとする。

4 第1項の契約保証金には利息を付さないものとする。

(機器の設置箇所)

第7条 回線等を使用させるにあたり、機器の設置は甲の指定する場所に設置するものとする。

(使用料の支払)

第8条 乙は、初期費用をFMCサービス等の構築が完了した翌月において、毎月の使用料の支払を回線等の使用月の翌月において、それぞれ甲に請求できるものとする。

2 甲は、前項の規定により適法な請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。

3 この契約の期間中に、乙の責めに帰すべき事由により甲が回線等を使用できなかったとき又はこの契約が、月の途中で終了した場合におけるその使用料は、甲乙協議によって算定するものとする。

4 支払は、乙指定の乙の銀行口座に振り込むものとする。

(支払遅延に対する遅延利息)

第9条 甲は自己の責めに帰すべき理由により前条第2項に規定する期間内に使用料の支払を遅延した場合は、乙に対して、支払期限の翌日から支払を完了するまでの日数に応じ、この契約を請けた日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の財務大臣が決定する率（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額。計算した損害金の額が、100円未満である場合を除く。）を支払い、業務を完了させること。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第10条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得た場合はこの限りでない。

(暴力団員等からの不当介入に対する通報及び報告の義務)

第11条 乙は、本契約に係る事業の遂行に当たって、暴力団員等（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。第15条の2第1項において同じ。）による不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、その旨を甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

(機器の維持管理)

第12条 乙は機器の設置にあたり、機器に乙の所有権を明示する表示、標識等を付着することができるものとする。

2 乙は、甲の了解を得て機器をその設置場所で点検することができるものとする。

3 甲は、機器の使用については、善良な管理者の注意をもって行うものとする。

(秘密の保持)

第13条 乙又は乙の代理人がこの契約履行のために、機器の設置場所へ出入りするときは、甲の了解を得て出入りするものとし、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても効力を有する。

(損害賠償)

第14条 乙は、甲が、自己の責めに帰する事由により機器を滅失又は使用不能（修理不可能）な状態にき損したとき又は甲の故意若しくは重大な過失により機器に損害が生じたときは、甲に対し損害賠償を請求することができるものとする。この場合において、乙は当該損害に係る保険金を受領しているとき又は受領する見込みがあるときは、当該保険受領額又は見込額については、甲に請求しないものとする。

2 乙は、この契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

3 甲は、第15条又は第15条の2の規定によりこの契約を解除したときにおいて、第15条第2項に定める（第15条の2第2項において準用する場合を含む。）違約金の額を超える損害がある場合は、乙に対してその超過分につき賠償を請求することができる。

4 前2項の場合において、乙が第6条の規定による契約保証金を納付しているときは、甲は、これを損害金に充当することができる。

(契約の解除)

第15条 甲は、乙（乙が共同企業体である場合は、その構成員）がその責に帰すべき事由により、この契約に定める義務を履行せず、甲から是正の催告を受けたにもかかわらず、甲が定めた合理的な期日までに是正されない場合は、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその損害の賠償の責を負わないものとする。

2 前項の規定により契約が解除された場合においては、乙は、契約金額の10分の1に相当する額（当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）を違約金として甲の指定する期限までに支払わなければならない。

3 前項の場合において、乙が第6条の規定による契約保証金を納付しているときは、甲は、これを違約金に充当することができる。

(暴力団排除措置による解除)

第15条の2 甲は、乙（乙が共同企業体である場合は、その構成員）が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその損害の賠償の責を負わないものとする。

(1) 暴力団（高知県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）であると認められるとき。

(2) 役員等（次に掲げる者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員等であると認められるとき。

ア 法人にあっては、代表役員等及び一般役員であって経営に事実上参加している者

イ 法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他アに掲げる者と同等の責任を有する者

ウ 個人にあっては、その者及びその使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、事業所の業務を統括する者（事業所の業務を

統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。))

- (3) 役員等が、業務に関し、暴力団員等であることを知りながら当該者を使用し、又は雇用していると認められるとき。
- (4) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が、自己、その属する法人等（法人その他の団体をいう。）若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用していると認められるとき。
- (6) 役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (7) 役員等が、業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用していると認められるとき。
- (8) 役員等が、県との契約に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用していると認められるとき。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (10) 第 11 条に規定する暴力団員等からの不当介入に対する通報及び報告の義務を履行しなかったと認められるとき。

2 前条第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の規定によりこの契約が解除された場合に準用する。

(談合等の不正行為が行われた場合の解除)

第 15 条の 3 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この解除により乙に損害を及ぼしても甲はその責めを負わないものとする。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 62 条第 1 項に規定する課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。以下この条において同じ。）。
- (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第 49 条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (3) 乙（法人の場合にあっては、その役員及びその使用人をも含む。）について刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項、第 90 条若しくは第 95 条（独占禁止法第 89 条第 1 項又は第 90 条に規定する違反行為をした場合に限る。）の規定による刑が確定したとき。
- (4) 納付命令又は排除措置命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下この号及び次号において「乙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、

各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号及び第18条第1項第1号において同じ。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(5) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき(公正取引委員会が発した文書によってこの契約を特定できる場合に限る。)

2 第15条第2項及び第3号の規定は、前項の規定によりこの契約が解除された場合に準用する。

(賠償額の予定)

第16条 乙(乙が共同企業体である場合は、その構成員)は、第15条の3第1項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、契約料の10分の1に相当する額(当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)を、特別の定めがある場合を除き、甲が納入の通知(地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条に規定する納入の通知をいう。次条第1項において同じ。)を発する日の属する月の翌月の末日(当該日が日曜日、土曜日若しくは国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日又は12月31日に当たるときは、これらの日の前日をもって当該日とみなす。)までに支払わなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 第15条の3第1項第1号、第2号、第4号及び第5号のいずれかに該当する場合であって、納付命令又は排除措置命令又は審決の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法(昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売である場合その他甲が特に認める場合

(2) 第15条の3第1項第3号に該当する場合であって、刑法第198条の規定による刑が確定した場合

2 前項の規定にかかわらず、甲は、甲に生じた実際の損害金と同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、乙に対してその超過した損害金にこの契約における売買代金の最終の支払の日の翌日から起算して当該損害金の支払の日までの日数に応じて年3パーセントの割合で計算した額(当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)の遅延利息を付した額を請求することができる。

3 前2項の場合において、乙が共同企業体であるときは、すべての構成員は、賠償金を共同連帯して甲に支払わなければならない。乙が既に解散しているときは、代表者であった者又は構成員であった者についても、同様とする。

4 前3項の場合において、乙が第6条の規定による契約保証金を納付している場合は、

これを賠償金等に充当することができる。

5 前各項の規定は、契約が完了した後においても適用する。

(違約罰としての違約金)

第16条の2 乙（乙が共同企業体である場合は、その構成員）は、第15条の3第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する場合は、前条の賠償額の予定とは別に、違約罰としての違約金を、特別の定めがある場合を除き、甲が納入の通知を発する日の属する月の翌月の末日（当該日が日曜日、土曜日若しくは国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日又は12月31日に当たるときは、これらの日の前日をもって当該日とみなす。）までに支払わなければならない。

2 前項の違約罰としての違約金の額は、契約料の10分の2に相当する額（当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額。以下この項において「違約金額」という。）とする。ただし、乙が次に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、該当する号（複数該当する場合はそれぞれの号）に定める額を違約金額から減額した額とする。

(1) 乙が共同企業体であって、その構成員中に、第15条の3第1項第1号から第5号までのいずれかに該当する構成員（以下この条において「違約罰対象構成員」という。）以外の構成員がある場合 違約金額に違約罰対象構成員以外の構成員の共同企業体協定書に規定する出資割合（第3号において「出資割合」という。）を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）

(2) 乙（乙が共同企業体である場合を除く。）がこの契約に関し独占禁止法第7条の4第2項若しくは第3項又は第7条の5第3項の規定による課徴金の減額（以下この項において「課徴金の減額」という。）を受けた事業者（公正取引委員会に対して課徴金減免制度の適用を受けたことを公表することを申し出て、公正取引委員会によって公表された事業者に限る。次号において同じ。）である場合 違約金額にその者が課徴金の減額を受けた割合を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）

(3) 乙が共同企業体であって、その構成員中に、この契約に関し課徴金の減額を受けた事業者がある場合 違約金額に課徴金の減額を受けた構成員の出資割合を乗じて得た額に、その者が課徴金の減額を受けた割合を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）

3 前2項の場合において、乙が共同企業体であるときは、すべての違約罰対象構成員は、違約罰としての違約金を共同連帯して甲に支払わなければならない。乙が既に解散しているときは、構成員であった者についても、同様とする。

4 前項の場合において、共同企業体の代表者が第15条の3第1項第1号から第5号までのいずれにも該当しないときは、甲は、納入の通知その他の行為を違約罰対象構成員のうちいずれかの者に対して行うものとし、甲が当該者に対して行った行為は、すべての違約罰対象構成員に対して行ったものとみなす。また、すべての違約罰対象構成員は、甲に対して行う行為について、当該者を通じて行わなければならない。

5 前各項の規定は、契約が完了した後においても適用する。

(乙の文書提出義務)

第 16 条の 3 乙（乙が法人である場合は、その役員及びその使用人をも含む。乙が共同企業体である場合は、その構成員並びにその構成員の役員及び使用人をも含む。）は、この契約に関して、公正取引委員会、警察、検察庁、裁判所その他公的機関から通知、命令その他の文書（この契約書の規定により甲から発せられた文書を除く。）の交付を受けたときは、直ちに当該文書の写しを甲に提出しなければならない。

2 前項の規定は、契約が完了した後においても適用する。

3 前 2 項の規定は、履行期間の末日から起算して 5 年を経過した日の属する年度の末日まで適用する。

（損害金等の徴収）

第 17 条 乙がこの契約に基づく損害金、違約金、賠償金又は違約罰としての違約金を甲の指定する期間（第 16 条に規定する賠償金にあつては同条第 1 項に、第 16 条の 2 に規定する違約罰としての違約金にあつては同条第 1 項にそれぞれ規定する期間とする。以下この項において同じ。）内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から起算して契約料の支払日までの日数に応じて年 3 パーセントの割合で計算した額（当該額に 1 円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額。次項において同じ。）の遅延利息を付した額と、甲の支払うべき契約料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、甲は、乙から遅延日数につき年 3 パーセントの割合で計算した額の遅延利息を徴収する。ただし、計算した遅延利息の額が、100 円に満たないときは、この限りでない。

（年当たりの割合の基礎となる日数）

第 18 条 第 9 条、第 16 条第 2 項及び前条の規定による損害金、遅延利息等の額を計算する場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。

（機器の返還等）

第 19 条 甲は、第 15 条、第 15 条の 2 及び第 15 条の 3 の規定に基づき契約を解除したときは、機器について通常の消耗として乙が認めたものを除き、直ちに甲の負担で機器を原状に回復したうえ、乙の指定する場所に返還するものとする。ただし、乙の承諾を得たときは、この限りでない。

2 機器の返還に要する費用は、乙の負担とする。ただし、甲の責めに帰する理由によりこの契約を解除した場合における機器の返還に要する費用は、甲の負担とする。

（契約の費用）

第 20 条 この契約に要する費用は、乙の負担とする。

（消費税及び地方消費税）

第 21 条 第 5 条に定める月額に付されている消費税及び地方消費税の額はこの契約の締結時におけるものであって、以後使用料に付すべき消費税及び地方消費税の税率については、使用月末日時点において施行されている消費税法及び地方税法によるものとする。

（疑義の決定等）

第 22 条 この契約に関する疑義及びこの契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(裁判管轄)

第 23 条 この契約に関して生じた甲乙間の紛争については、高知地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(特約事項)

第 24 条 この契約が地方自治法第 234 条の 3 に規定する長期継続契約の場合、甲は、翌年度以降の甲の歳出予算においてこの契約の契約金額が、減額又は削除された場合にはこの契約の一部又は全部を解除することができるものとする。

2 乙は、前項の規定によりこの契約を解除された場合において、乙に損害が生じたときは、甲にその損害の賠償を請求することができる。

上記契約の締結を証するため、この契約書 2 通を作成し、当事者がそれぞれ記名押印のうえ、各自その 1 通を保有する。ただし、電子契約サービスを利用する場合には、この契約の証として契約内容を記録した電磁的記録を作成し、当事者が電子署名を行うものとする。

令和 年 月 日

甲 高知県
契約担当者 高知県知事 濱田 省司

乙 住所
氏名